

知らないと損！

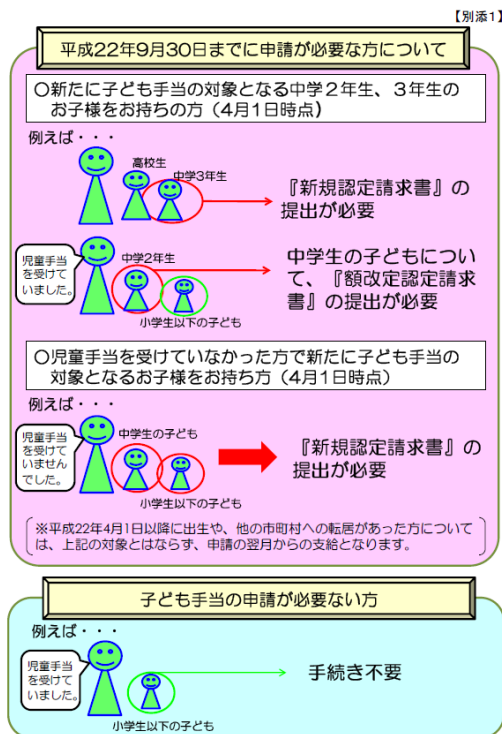
ファイナンシャル・プランナー 永野 智子

日本には実に多くの公的助成金制度や手当、減税優遇政策などがあります。それらの制度は一般的にあまり知られていないものも多いうえに、自ら申請をして初めて支給、還付の対象となるものがほとんどです。ということは、知らなかったがゆえに損をしてしまうことも・・・。

次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援することを趣旨に、今年4月からスタートした子ども手当もそれらの一つです。もちろん、子ども手当も自動的に対象者全員に支給されるものではありません。実は手当の受給するために対象者全員が在住先の市区町村へ申請を要するのではなく、一部の対象者のみ申請が必要となります。(※申請対象者は下図1をご参考ください。)

厚生労働省が9月10日に発表した『7月下旬～8月中旬に6箇所の市区町村で実施した聞き取り調査』によると、**9月30日までに申請が必要とされている対象者が300万人以上にのぼる中、未申請者が8.7%もいる**ことが判明しました。人数に換算すると、ざっと30万人弱にあたります。ニュースや新聞であれだけ子ども手当に関して賛否が騒がれて施行された制度ですが、未だ詳細について把握や理解をしていない人が少なからず存在していたようです。そのため、厚生労働省は同調査結果を踏まえ、未申請者の申請を促すべく、対象者へのさらなる周知にのりだしました。

■ 図1.子ども手当の申請について



左の図1は、厚生労働省が出した子ども手当の申請対象者に関するお知らせの一部です。

今年度については経過措置により、4月1日時点での支給対象者は**9月30日までに申請すれば、4月分から**の手当をさかのぼって合計**7カ月分**の受給が可能でした。

しかし、経過措置の期限が残り1カ月を切ったにもかかわらず、いまだに子ども手当を申請していない支給対象者が少なからずいるという懸念から、厚生労働省では、未申請者へのさらなる周知や市区町村に対して申請漏れ対策の実施を改めて依頼するなどの対応にのりだしました。

出所：厚生労働省

「子ども手当の申請状況及び申請の周知について」より

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2010 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

■9月30日までに申請をしなかった場合

本来は申請の翌月から手当が支給されます。そのため、10月1日以降に申請した場合、11月分以降より月額13,000円が支給されます。今回は経過措置により、9月30日までに申請をすれば、4月分からさかのぼって手当を受給することができましたが、「自分が申請対象者であることを知らなかった」、「うっかり申請を忘れてしまった」といった場合、4月分から換算すると7カ月分にあたる合計91,000円を受給できなかったこととなります。その額を単純計算すると、自給880円のパートで103時間就労した場合に受け取る月給に相当します。このコラムが掲載される頃には、経過措置における申請期限が終了しています。皆さんの中に、ついうっかりして申請を忘れてしまったがために、悔しい思いをされている方がいらっしゃることを祈っています。

■日本全国いろいろ助成金

さて、情報を知らなかったばかりに損をしてしまうこと、情報を知っているだけで得られる利益があることなどお分かりいただけただけではないでしょうか？各自治体には実に様々な助成金があります。もしかしたら、知っていれば受給できたかもしれない助成金、早速活用できる助成金などがあるかもしれません。ここでは日本全国にある様々な助成金の一部をご紹介します。

名称	支給額
生垣造成（緑化）の助成	上限10万円前後
屋上緑化等助成制度	30万～200万円
生ごみリサイクル活動の助成 生ごみ処理機購入助成	上限2万円
ペットの不妊・去勢手術助成金	4千円前後
結婚仲人報奨金	2万円～20万円
転入定住奨励金	10万円
ケーブルテレビ加入工事成	4万5千円
ファミリー世帯家賃助成	月額2万円～4万円
ファミリー世帯住み替え家賃助成	月額3万円～4万円
子育て住宅リフォーム助成事業	上限50万円
次世代自動車導入促進助成	上限40万円
二世帯住宅取得等助成	新築・購入90万円 増改築45万円

※名称や支給額は参考です。助成内容の詳細はお住まいの市区町村のHPにてご確認ください。

市区町村のホームページには、生活に必要な情報や有益な情報などが掲載されています。早速、お住まいの市町村のホームページにアクセスをして、助成金や手当などの情報だけでなく、他にどのような情報が掲載されているのかも調べて、あなたの生活に役立ててみてはいかがでしょうか？

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2010 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.